

## 5 I T 関係

### ア 情報通信ネットワークインフラ整備の一層の促進

規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)における決定内容					
事項名	措置内容	実施予定時期			講ぜられた措置の概要等
		平成19年度	20年度	21年度	
①電波利用料制度の抜本的見直し (総務省)	電波利用料制度について、電波利用料の性格についての見直しも含め、抜本的に制度を見直す。				
	a 電波利用料を原資とする費用等の支出に当たっては、不断にその効率化に取り組む。		逐次実施		— (総務省) 執行に当たっては、機器調達における可能な限りの一般競争入札の徹底や外部評価の活用等を実施し、効率的な執行に取り組んでいる。
	b 電波利用料は特定財源であり国庫循環であるとの指摘は必ずしも当たらないこと、国といえども電波の有効利用に努めるべきであり、そのための促進手段として、さらには、民間との負担の公平性を確保する観点から、真に高い公共性を有し、かつ、電波の有効利用努力を十分に行っている場合を除き、原則として、国等にも電波利用料負担を求めることが必要であり、その制度化を図る。		平成20年の電波利用料の料額見直し時に措置		○ (総務省) 国等の無線局から原則として電波利用料を徴収することとする電波法の一部を改正する法律(平成20年法律第50号)を平成20年5月30日公布。なお、公布の日から9月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する予定。
c 放送事業者の電波利用料については、その使用帯域幅及び出力に見合った額に改めて見直す。		平成20年の電波利用料の料額見直し時に措置		○ (総務省) 放送事業者の負担する電波利用料について、その使用帯域幅及び出力に見合った額に見直した料額を定めた電波法の一部を改正する法律(平成20年法律第50号)を平成20年5月30日公布。なお、公布の日から9月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する予定。	
②地上テレビジョン放送のデジタル化完了後の空き周波数の利用方法の検討 (総務省)	地上波テレビジョン放送のデジタル化に伴い、アナログ放送の終了後テレビジョン放送以外の用途に割当可能となる周波数について、諸外国の動向を調査するとともに、電波の特性に応じた最適な利用方法について検討を進める。	調査・検討	調査・検討	調査・検討	◎ (総務省) 地上波テレビジョン放送のデジタル化により、平成23年以降テレビジョン放送以外の用途で使用可能となる周波数帯域の電波の有効利用方策について、平成19年6月27日の情報通信審議会において答申され、同年9月12日の電波監理審議会に周波数割当計画(平成12年郵政省告示第746号)の変更について諮問した。その後同年11月14日の電波監理審議会が変更案が適当である旨答申が得られたことから、同年12月6日に周波数割当計画の一部を変更する件(総務省告示第664号)により公布・施行したところ。

規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等
事項名	措置内容	実施予定時期			
		平成19年度	20年度	21年度	
③地上デジタル放送網の整備 (総務省)	多チャンネル化、高画質化、高機能化等、視聴者の利便性や満足度が格段に向上することが期待され、また、周辺産業との融合等により、放送産業の更なる発展の可能性を有している地上放送のデジタル化については、平成15年放送局の再免許に当たり、総務大臣が「2011年までにデジタル放送へ完全移行するよう、放送のデジタル化に積極的に取り組むよう務めること。」と要請していること、また、サービスの提供主体者がそのビジネスを展開する上で自ら必要な投資をすることが社会通念上合理的であるとの認識に立って、アナログ波の視聴者の利便が損なわれないよう、現在アナログ波でカバーされている放送地域と同等の範囲を、地上放送事業者自らがカバーするよう注視し、平成23年までに完全デジタル化を実現する。	平成23年までのデジタル放送への移行完了時まで措置			○ (総務省) ○ 民間放送事業者の経営基盤を強化することに資する認定放送持株会社制度の導入を盛り込んだ、放送法等の一部を改正する法律が平成19年12月に成立したところであり、関係政省令の整備を行ったところ(平成20年4月1日施行予定)。 ○ 情報通信審議会第4次中間答申(平成19年8月2日)で、「放送事業者の自助努力によって、アナログ放送時の100%がカバーされることが基本」と提言された。また、中継局ロードマップ(放送対象地域及び放送事業者ごとの中継局開設時期を示したリスト)を本年度中に更新することが提言された。 ○ 地上デジタル推進全国会議第8次行動計画(平成19年11月30日)において、「中継局の全国整備は、基本的にはデジタルテレビ放送局の免許主体である放送事業者の責務である」ことが明記された。また、アナログエリアカバーの100%達成について、2010年までに放送事業者が責任を持って取り組むことを旨として、2008年3月を目途に中継局ロードマップを更新し、公表することが明記された。 ○ 上記提言を受け、平成20年3月に中継局ロードマップを更新した。 ○ 平成19年9月13日に市町村別ロードマップ(地上デジタルテレビジョン放送の視聴可能時期を市町村別に示した「市町村別カバー世帯数のめやす」及び都道府県毎の「エリアのめやす」)を公表した。
④特定無線設備の技術基準適合自己確認制度の適用範囲の拡大 (総務省)	特定無線設備の技術基準適合自己確認制度の適用範囲を拡大することについて、毎年度検討するとともに、特段の支障がないとの結論を得た機器については、順次当該制度を適用する。	検討・結論			○ (総務省) これまでに、平成17年総務省令第157号(平成17年12月1日施行)により3種別、平成19年総務省令第90号(平成19年8月1日施行)により4種別を技術基準適合自己確認制度の対象として追加した。
⑤電気通信端末機器の基準認証におけるモデムモジュールに係る認証の見直し (総務省)	設計認証済であるモデムモジュールを容易に取り外すことができないように内蔵したパーソナルコンピュータの設計認証の在り方について、諸外国の状況等も参考にしつつ検討する。	検討			◎ (総務省) 諸外国における設計認証済であるモデムモジュールを容易に取り外すことができないように内蔵したパーソナルコンピュータの設計認証の在り方に関して調査(平成18年11月実施)を行った結果、欧州及び米国では最終製品について最終製品製造者が全責任を負うこととなっており、モジュールのみの認証は存在していないことが判明した。 日本では一般的な工具で取り外し可能なモジュールについては、モジュールのみでの認証を行っており、モジュールが取り外し出来ない場合にもモジュールのみでの認証を認めた場合には、モジュール製造者と最終製品製造者との間での責任分界が困難となるため、モジュールが取り外しできない場合におけるモジュールのみでの認証を認めることは適当ではないとの結論を得た。

## イ 電気通信事業における公正競争の促進

規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等
事項名	措置内容	実施予定時期			
		平成19年度	20年度	21年度	
①NTTの在り方 (総務省)	a NTTグループの経営形態等については、今後とも加入者系光ファイバ等のネットワークのオープン化を始めとする公正競争環境の整備の推進状況とNTT関係の各事業会社が独立した経営体として相互に公正競争を行う状況を以下のように引き続き注視するとともに、公正な競争を促進するための施策によっても十分な競争の進展が見られない場合は、通信主権の確保や国際競争の動向も視野に入れ、NTTの在り方等の抜本的な見直しを行う。				
	(a) NTTのグループ経営の改善と公正競争の確保を図る観点から、地域通信網の開放の徹底、NTTコミュニケーションズ及びNTTドコモに対するNTT持株会社の出資比率の引下げを含むNTTグループ内の相互競争の実現、NTT東西の経営効率化の推進等を内容として作成された競争促進のための自主的な実施計画の実施状況を引き続き注視する。	引き続き注視			○ (総務省) 「通信・放送の在り方に関する政府与党合意(平成18年6月20日)」において、「ネットワークのオープン化など必要な公正競争ルールの整備等を図るとともに、NTTの組織問題については、ブロードバンドの普及状況やNTTの中期経営戦略の動向などを見極めた上で、2010年の時点で検討を行い、その後速やかに結論を得る」とされたところである。 また、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006(平成18年7月7日閣議決定)」において、「通信・放送の在り方に関する政府与党合意」に基づき、世界の状況を踏まえ、通信・放送分野の改革を推進する」とされたところである。 このことを踏まえ、総務省としては、「通信・放送分野の改革に関する工程プログラム(平成18年9月1日)」を策定し、「公正競争ルールの整備等については、結論が得られたものから順次実施」、「NTTの組織問題については、市場の競争状況の評価等に係るレビューを毎年実施するとともに、2010年の時点で検討を行い、その後速やかに結論」としたところであり、さらに、工程プログラムの具体的実施計画である「新競争促進プログラム2010(平成18年9月19日公表、平成19年10月23日改定)」を策定したところである。これに基づき「競争セーフガード制度の運用に関するガイドライン(平成19年4月18日公表)」を策定し、平成19年度より競争セーフガード制度を運用しているところである。
	(b) NTTグループ企業間のファイアーウォールの在り方に関し、平成11年7月のNTT再編時のファイアーウォールの遵守状況を引き続き注視する。	引き続き注視			○ (総務省) NTT再編時のファイアーウォールについて、遵守状況の点検を行い、平成14年2月22日に点検結果を公表した。これについて意見募集を行った結果を踏まえ、同年4月8日に「NTT再編成時のファイアーウォールの遵守について」によりNTT東西及びNTTコミュニケーションズを指導した。 今後とも、引き続き注視する。

規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等
事項名	措置内容	実施予定時期			
		平成19年度	20年度	21年度	
	(c) また、NTT東西間における競争の促進状況について、十分注視し、必要に応じ人的を始めとするファイアウォールの設置その他の手段により実質的な競争を実現するための有効な措置を講ずる。	必要に応じ措置			— (総務省) NTT東西間における競争の進展状況について注視している。
	b 以上のほか、日本電信電話株式会社法(NTT法)等における規制について、国の安全確保や電気通信の公共性の確保等に配慮しつつ、以下の措置を講ずる。				
	(a) 国の安全確保に係る措置については、必要に応じて、外為法の運用強化を含む有効な措置を講ずる。	必要に応じて措置			— (総務省) 電気通信分野における国の安全確保のために有効な措置の在り方について、平成14年2月の情報通信審議会「IT革命を推進するための電気通信事業における競争政策の在り方についての第二次答申」の中で取りまとめられた。 今後とも、国の安全確保や電気通信の公共性の確保等の状況の変化を注視しつつ、必要に応じて措置する。
	(b) NTT持株会社及びNTT東西に係る外国人役員規制の在り方については、WTO基本電気通信合意上、我が国がNTTに係る外資規制と一体として当該制限を留保してきた経緯を踏まえ、必要に応じ、外資規制の在り方と一体で検討し、措置する。	国の安全確保や電気通信の公共性の確保等の状況の変化を注視しつつ、必要に応じて措置			— (総務省) NTT持株会社及びNTT東西に係る外国人役員規制の在り方については、平成14年2月の情報通信審議会「IT革命を推進するための電気通信事業における競争政策の在り方についての第二次答申」を踏まえ、当分の間、緩和を行わないこととするが、今後の国の安全確保や電気通信の公共性の確保等の状況の変化を注視しつつ、必要に応じて措置する。
	(c) NTT持株会社に係る政府保有株式数規制については、緩和する方向で検討を進める。	引き続き検討(結論)			— (総務省) NTT持株会社に係る政府保有株式数規制の在り方については、「行政改革の重要方針(平成17年12月24日閣議決定)」及び平成14年2月の情報通信審議会「IT革命を推進するための電気通信事業における競争政策の在り方についての第二次答申」等を踏まえ、国の安全確保、ユニバーサルサービスの安定的な確保及び我が国の研究開発力の維持等への影響を十分に検証しつつ、引き続き検討する。

規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)における決定内容					
事項名	措置内容	実施予定時期			講ぜられた措置の概要等
		平成19年度	20年度	21年度	
	c IP化の進展等の競争環境の変化を踏まえつつ、加入者系光ファイバー等のネットワークのオープン化や禁止行為等の非対称規制を始めとする公正競争確保のための諸施策の徹底を図るとともに、NTTグループの各事業会社による独立した経営体としての公正な競争の状況を引き続き注視し、十分な競争の進展が見られない場合は、NTTの在り方について改めて抜本的な見直しを行う。例えば、現行制度上、東・西NTTが、自己が保有する各種の「ネットワーク設備」のうち他事業者のサービス展開に不可欠と認められる設備について、これを自社・自グループ内で使用する場合の社内価格(内部価格)と、これを他業者に貸出す際に徴収する価格(外部価格、具体的には接続料金等)が一致していることを確保するため、接続料等は接続会計に基づくこととなっているが、現行の接続会計がネットワーク構造の変化(IP網の比重の高まりや次世代ネットワークへの移行)に対応しているかの検証等を行い、必要に応じて見直し、措置等を講ずる。	引き続き注視			○ (総務省) IP化の進展による市場環境の変化を踏まえ、電気通信市場において一層の競争促進や利用者利益の保護を図るため、2010年代初頭までに公正競争ルールの整備等の観点から実施する施策について、「新競争促進プログラム2010」を平成18年9月に策定した。 「新競争促進プログラム2010」に基づき、競争環境の変化を踏まえた競争ルールの整備のための検討等を行っているところである。例えば、平成18年11月より「電気通信事業における会計制度の在り方に関する研究会」を開催し、ネットワーク構造等の変化に対応した電気通信事業における会計制度(接続会計及び役員別会計)の在り方について検討し、その結果を踏まえ、平成20年3月に電気通信事業法施行規則等の改正を行ったところである。
②公益事業に関する分野横断的な競争促進ルールの整備 (公正取引委員会、総務省、経済産業省、国土交通省) 〈エネウ③の再掲〉	近年、電気、ガス、通信、航空といった公益事業分野における規制緩和の進展に伴い、従来から事業法に基づく公益事業を営んできた事業者と、規制緩和により新たに市場に参入した新規事業者との間での紛争が生じている。公益事業分野における規制緩和の実効性を確保するためには、このような紛争を明確なルールと迅速な対応により防止・解決することが極めて重要であり、市場監視の強化と、より実効的な競争政策の立案・執行が不可欠となっている。このような状況を踏まえ、規制緩和の実効性を確保する観点から、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」(昭和22年法律第54号)(以下「独占禁止法」という。)による公正取引委員会の監視に加え、各事業所管官庁においても、次の措置を講ずる。				

規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)における決定内容					
事項名	措置内容	実施予定時期			講ぜられた措置の概要等
		平成19年度	20年度	21年度	
	a 公益事業分野における市場監視の強化 競争制限的行為に関する苦情受付体制の整備等により、情報収集を強化するとともに、市場における競争状況(市場参入の状況や優越的地位にある事業者の市場行動など)を調査する。	逐次実施			○ (国土交通省) 国内航空運賃について、平成14年12月より新規参入路線の運賃の設定・変更状況をとりまとめ、公表している。 (公正取引委員会) 今後とも変化の激しい公益事業分野等における競争実態の把握に努め、独占禁止法上の考え方の明確化を図ることにより、公正かつ自由な競争の促進に努めていくこととしている。 (経済産業省) 紛争等申出受付窓口についてホームページ上に掲載することにより、情報収集を強化するとともに、市場における競争状況について調査を行い、平成19年7月開催の市場監視小委員会において報告を行った。 (総務省) 平成15年度から平成19年度にかけて、①固定通信領域、②移動体通信領域、③インターネット接続領域、④企業向けネットワーク領域の全ての領域について、競争評価を実施。
	b 公益事業各分野における競争政策の強化 競争制限的行為に関する情報収集・調査によって得られた結果に基づき、市場におけるルール策定、競争を促す効果のある行政措置の自らの実施、及び関係する他の所管官庁への提案を行う。	逐次実施			○ (総務省) 平成15年度から平成19年度にかけて、①固定通信領域、②移動体通信領域、③インターネット接続領域、④企業向けネットワーク領域の全ての領域について、競争評価を実施。 (経済産業省) 平成19年7月開催の市場監視小委員会において、一般電気事業者の予見可能性を高める観点から、託送供給約款への変更命令の発動に係る基準の解釈について審議を行い、同年11月開催の同小委員会において、その解釈に基づき、送配電部門の超過利潤等実績を踏まえた託送供給約款への変更命令発動の要否について検討を行った。

規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)における決定内容					
事項名	措置内容	実施予定時期			講ぜられた措置の概要等
		平成19年度	20年度	21年度	
	c 複数の公益事業分野における公正競争ルールの整備 通信と電力、電力とガス等の相互参入が進展し、複数の事業分野にまたがる事業活動が展開され、それとともに分野横断的な競争に際しての紛争事例が今後も生じる可能性がある。このような実態を踏まえ、事業規制が引き続き存在し、独占禁止法では必ずしも実効性が確保できない競争上の問題について、実効性のある市場ルールを策定し、実効性のある行政措置の発動が可能となるよう、各分野の実態を踏まえて適切なルール等の整備を行う。	逐次実施			— (公正取引委員会) 平成17年2月18日に、電力・ガス・電気通信事業分野における公益事業間の相互参入について、その実態を調査するとともに、独占禁止法上の考え方を明らかにしたところであるが、今後とも変化の激しい同分野等における競争実態の把握に努め、独占禁止法上の考え方の明確化を図ることにより、公正かつ自由な競争の促進に努めていくこととしている。 (経済産業省) 「適正な電力取引についての指針」や「適正なガス取引についての指針」、「電気・ガスの取引に関する紛争処理ガイドライン」に基づき適時・適切に対応を行っているところ。
	d 公正取引委員会、各事業所管官庁との関係 上記を実施するに当たっては、公正取引委員会、各事業所管官庁は、密接な連絡を取り、事業者には混乱が起らないように措置することは言うまでもないが、競争促進目的や手段における公正取引委員会と各事業所管官庁の権限の差異に応じて、目的・手段に即して最も適切な仕組みを持つ者がその任に当たる。	逐次実施			— (公正取引委員会、経済産業省) 電気事業及びガス事業分野においては、事業規制に関わる事項については経済産業省、また、競争阻害等に関わる事項については公正取引委員会がそれぞれ役割を分担し、事業者には混乱が起らないように適切に対応している。 (公正取引委員会、総務省) 電気通信事業分野においては、平成13年11月に策定した「電気通信事業分野における競争の促進に関する指針」について、必要に応じて、見直しを逐次実施することとしている(平成14年12月及び平成16年6月改定)。
	e 事業所管官庁における中立性確保 事業所管官庁が上記のような競争促進措置を講ずるに当たっては、事業法分野によっては、より専門的な見地や、より公平・中立な立場からの市場監視を実効的に行い得る厳正中立な体制の構築・強化を検討する。	逐次実施			— (総務省) 電気通信事業分野の競争評価に当たっては、事業者説明会の開催、意見公募の利用、データの公開等により議論の公開性を高めている。また、専門的見地を要する場合には、有識者が参画する公開のアドバイザリーボード等を開催することで、評価の内容を深めている。 (経済産業省) 電気事業及びガス事業分野においては、公平・中立な立場として、市場監視を実効的に行う観点から、総合資源エネルギー調査会の下に、外部有識者等を構成員とした市場監視小委員会を設置している。 平成19年7月開催の第3回同小委員会では、電力・ガス市場の競争環境を巡る現状等について審議を行った。また同年11月開催の第4回同小委員会では、送配電部門の超過利潤等実績を踏まえた託送供給約款への変更命令発動の要否について検討を行った。

規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)における決定内容					
事項名	措置内容	実施予定時期			講ぜられた措置の概要等
		平成19年度	20年度	21年度	
③市場構造等の監視 (総務省)	「規制改革・民間開放推進3か年計画(再改定)」(平成18年3月31日閣議決定)(以下、「3か年計画(再改定)」という。)においては「依然として東・西NTTが他事業者のサービス提供に不可欠な設備を保有している市場構造に変わりはなく、最近の動きがその構造によってどのような影響を受けるのかについては、NTTの中期経営戦略に基づく対応を含めて、なお注視する必要がある」とされている。また、18年3月末のNTTの平成18年度事業計画の認可に際して、次世代ネットワークの構築等NTTグループの中期経営戦略の具体化に当たって公正競争条件の確保という観点から条件が付されているところであり、公正な競争の促進に向けて引き続き注視し、必要に応じて適切な措置を講ずる。	引き続き注視			○(総務省) IP化の進展による市場環境の変化を踏まえ、電気通信市場において一層の競争促進や利用者利益の保護を図るため、2010年代初頭までに公正競争ルールの整備等の観点から実施する施策について、「新競争促進プログラム2010(平成18年9月19日公表、平成19年10月23日改定)」を策定したところであり、これに基づき「競争セーフガード制度の運用に関するガイドライン(平成19年4月18日公表)」を策定し、競争セーフガード制度の整備を図ったところである。引き続き必要に応じて適切な措置を講ずる。
④公正競争確保のための諸施策の徹底 (総務省)	市場支配力の濫用を防止する観点から、総務省が平成18年9月に策定した「新競争促進プログラム2010」に従い、市場構造の変化に対応し得るドミナント規制の適正な運用や次世代網に係る接続ルールの整備等、早急な制度整備を行うとともに、NTT東西とNTTドコモの連携に係る公正競争要件を含め上記事項について速やかに結論を得て必要な措置を講ずる。	平成18年度検討開始、結論を得たものから逐次実施			○(総務省) プラットフォーム機能(認証・課金、QoS制御等)を含め、指定電気通信設備の範囲やNTTグループに係る累次の公正競争要件(NTT法第2条第5項に規定する活用業務認可制度に係るものを含む)の有効性について定期的(年1回)に検証することを目的とする競争セーフガード制度については、平成19年4月、「競争セーフガード制度の運用に関するガイドライン」を策定・公表。 NTT東西の次世代ネットワークを用いたサービスに係る活用業務認可の基本的考え方については、平成19年7月、「東・西NTTの業務範囲拡大に係る公正競争ガイドライン」の改正を実施し、NTT東西が都道府県の区域を越えて電気通信役務の提供又は料金設定を行う場合は当該認可が必要であること、NTT東西は伝送ネットワーク設備等について両者が別個に構築した上で業務を営むこと等を記載し、当該活用業務認可の運用方針を明確化。 NTT東西とNTTドコモの連携によるFMCサービスについては、平成19年7月に「東・西NTTの業務範囲拡大に係る公正競争ガイドライン」の改正を実施し、公正競争を確保するために必要な措置として、NTT東西及びNTTドコモが原則として別個に設備等を構築して業務を営むことや、両者が排他的な共同営業を行わないことを活用業務認可の際の要件とすることを明確化。

## ウ IT利活用の推進

規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等
事項名	措置内容	実施予定時期			
		平成19年度	20年度	21年度	
①個人情報の漏えいへの対応 (内閣府及び関係省庁)	個人情報の不正漏えい行為の処罰の在り方について、政府全体として論点の整理・検討を行う。	引き続き検討			○ (内閣府) 個人情報保護については、個人情報保護に関する基本方針(平成16年4月閣議決定)において、法の施行状況について全面施行後3年を目途として検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるとされていることから、第20次国民生活審議会において議論が行われた。 事業者に対する監督強化についても、論点の1つとして検討され、平成19年6月29日に同審議会から政府に対して提出された「個人情報保護に関する取りまとめ(意見)」において、①事業者に対し、主務大臣の権限を適切に行使するなど、引き続き個人情報の保護に関する法律等の厳格な適用を図っていくことが必要であること、②名簿等が悪質な犯罪に利用される事例があることから、事業者において個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講じることが引き続き求められること等と整理された。 これを踏まえ、政府においては、引き続き個人情報の保護に関する法律等の枠内で、その適切な運用により対処することとする。
②電子的手段による資格保有等証明の推進 (内閣官房、総務省、法務省、経済産業省及び関係府省)	重要情報のオンライン転送に当たり、医師、弁護士等の本人性、資格保有等の証明を電子的にできるようにするため、既存認証制度に対する属性情報追加等のニーズ把握を早期に行うとともに、制度の在り方について検討する。 【検討の結果、現時点では、現行制度の下でそれぞれの必要性を踏まえ、認証基盤を整備していくことが適当とされた】	引き続き検討			◎ (関係府省) 検討の結果、現時点では、現行制度の下でそれぞれの必要性を踏まえ、認証基盤を整備していくことが適当とされた。
③電子的手段による債権譲渡の推進 (法務省、経済産業省、金融庁及び関係府省)	電子的手段による債権譲渡の推進によって中小企業等の資金調達環境を整備するため、中小企業のニーズを踏まえながら、平成17年12月に明らかにされた電子債権制度の骨格を踏まえて電子債権法(仮称)の制定に向けた検討を進め、平成18年度中の法的枠組みの具体化を目指す。(第166回国会に「電子記録債権法案」提出)	法案成立後 公布・施行 (公布後1年 6月以内)			○ (法務省、経済産業省、金融庁) 電子記録債権法(平成19年法律第102号)が平成19年6月20日に成立し、同月27日に公布された。なお、同法の施行日は、公布の日から起算して1年6月を越えない範囲内において政令で定める日である。
④既存コンテンツ資産のブロードバンド上での再利用の促進 (内閣官房)	ブロードバンド上におけるコンテンツ流通を促進するため、著作権法上の裁定制度の利用促進など既存コンテンツの再利用の促進等について検討する。	引き続き検討			○ (内閣官房) 知的財産戦略本部コンテンツ・日本ブランド専門調査会において、コンテンツの流通を促進するための方策について提言した。

規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等
事項名	措置内容	実施予定時期			
		平成19年度	20年度	21年度	
⑤コンテンツの流通手段としてのインターネットの位置付け検討(内閣官房)	現在の著作権制度では放送とインターネット配信の位置付けが異なっているが、これについて、コンテンツ利用におけるインターネットの重要性の増大に応じた見直しを検討する。	国際的な動向を踏まえ、検討・結論			○(内閣官房) 知的財産戦略本部コンテンツ・日本ブランド専門調査会において、通信と放送の垣根を越えた新たなサービスへの対応について提言した。
⑥地上波放送における競争の促進(総務省)	a 地上波放送局の再免許手続の厳格化等 (a) 地上波放送における競争の促進という観点から、新規事業者の公募手続を明確化する。すなわち、競願処理に当たっては、審査項目を点数化し、その点数に基づいて免許人を決定する等、より明確で透明性の高い比較審査方式を導入するとともに、決定の結果を審査経緯と併せて公表する。	措置 (平成20年の再免許時から実施)			◎(総務省) 平成20年の再免許から実施するため、申請受付の公募、比較審査方式の導入のための省令、訓令等を改正し、平成20年3月に公布、施行済み。
	(b) デジタル放送中継局に対するチャンネル割当が完了し、デジタル放送への移行が終了した時点で新たな地上波デジタル局の設置等を可能にする周波数帯(チャンネル)の余裕が生じるという見通しが得られた場合には、その活用について検討を早期に開始する。	逐次検討、デジタル放送への完全移行までに結論			ー(総務省) 新たな地上波デジタル局の設置等を可能にする周波数帯(チャンネル)の余裕が生じる見通しが得られた場合に検討。
	b 放送の伝送路の多様化 地上波放送事業者が自ら電気通信役務利用放送事業者として登録し得るよう、具体的なニーズ等を調査した上、早急に検討を開始し結論を得て、所要の措置を講ずる。	結論、以後速やかに措置			◎(総務省) 総務省において開催した「2010年代のケーブルテレビの在り方に関する研究会」の最終報告書(平成19年7月)において本件について検討した結果、「見直しに当たっては、有線テレビジョン放送施設者とのイコール・フットィングの確保の観点及びマスメディア集中排除原則の趣旨の確保の観点を踏まえつつ、具体的な参入に関するニーズ、時期、形態等の状況を勘案したうえで、参入を認めるための具体的な措置について検討することが適当」とされた。 本計画及び本研究会報告書を踏まえ、各地上波放送事業者に対して、「電気通信役務利用放送に関する意向調査について」(平成19年10月～11月調査)を実施したところ、現時点で直ちに登録を希望するニーズは認められなかった。 ただし、一部の放送事業者から将来的な参入の可能性について検討中である旨の回答があったことから、今後も、地上放送事業者全体に対する具体的な参入に関するニーズ等の調査を継続するとともに、検討を進めている事業者に対してフォローアップを行う。その上で、有線テレビジョン放送施設者とのイコール・フットィングの確保の観点及びマスメディア集中排除原則の趣旨の確保の観点を踏まえつつ、改めて検討し、所要の措置を講ずる予定である。

規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等
事項名	措置内容	実施予定時期			
		平成19年度	20年度	21年度	
⑦地上・衛星デジタル放送のコンテンツの有効活用 (総務省)	現在の我が国の、コピーワンスルールは、権利保護を重視するあまり、視聴者の柔軟な私的録画・再利用に制約を課しているという指摘がある。この点を検証しつつ、著作・制作者の権利保護とデジタル放送コンテンツの柔軟な私的録画視聴、再利用の両立の実現に向けたシステム・環境作りについて、既に政府内に、権利者、視聴者等にも開かれた検討の場が設置されたところであるが、引き続き、検討を推進する。その際、透明性向上、競争促進の観点から、現在の一定の枠組みにおける放送関連機器・システムの規格、運用決定プロセスを見直し、視聴者の声も反映されるよう、留意する。	検討	結論		○ (総務省) 情報通信審議会「デジタル・コンテンツの流通の促進等に関する検討委員会」において検討が行われ、第4次中間答申(平成19年8月2日)において「コピーワンス」を緩和し、新たなコンテンツ保護ルール(「ダビング10」)とすることが提言され、可能な限り早期に実現に移すことが要請された。
⑧NHKのガバナンス強化 (総務省)	経営委員会の監督権限の明確化、経営委員会の議決事項の見直し、監査委員会の設置、経営委員の一部常勤化、経営委員会の事務局の設置等ガバナンス強化に資する所要の制度整備を行う。 NHKにおいては自主的に、「NHK3か年経営計画」の初年度上半期を終えて(平成18年10月24日)記載の、「視聴者のみなさまの声を番組や経営に反映する「ふれあいミーティング」「CS向上活動」を推進」することは言うに及ばず、その効果を不断に検証し、現行の取組による効果が不十分と判断された場合は、視聴者の声により良く反映される新たな方策を速やかに導入する。	法案提出・成立	措置		◎ (総務省) 経営委員会の監督権限の明確化、経営委員会の議決事項の見直し、監査委員会の設置、経営委員の一部常勤化、経営委員会の事務局の設置等NHKのガバナンス強化の措置を盛り込んだ放送法等の一部を改正する法律が平成19年12月に成立し、4月1日から施行。 「NHKふれあいミーティング」は平成17年度の開始以来5,410回、131,104人の視聴者が参加しており、参加した視聴者からは、NHKに対する理解が深まったとの意見が多く出されている。また、「CS向上活動」による業務改善は、平成17年度の活動開始以来2,039件を実施済。 平成20年度からは、番組制作責任者やアナウンサーが放送サービスをテーマに視聴者と意見交換するミーティングを、参加者を公募して本部において毎月実施するとともに、若い世代や働く女性などを対象としたミーティングを企画するなど、より幅広い視聴者層との結びつき強化に取り組む予定。
⑨NHKの保有チャンネル数の在り方の検討 (総務省)	現在保有しているチャンネルのうち、特に衛星放送3波については、平成23年までに再編成を行う。	平成23年までのデジタル放送への移行完了時までに措置			○ (総務省) 平成19年8月より、有識者から構成される「NHKの衛星放送の保有チャンネル数の在り方に関する研究会」を開催し、検討を行っているところ。

規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等
事項名	措置内容	実施予定時期			
		平成19年度	20年度	21年度	
⑩受信料で成り立つ公共放送の在り方の検討 (総務省)	BSデジタル放送において、B-CASカードの機能を利用した「受信確認メッセージ」の表示内容や表示位置・サイズの見直し、さらには、受信機設置・受信料支払状況の確認を適切に行うためのコールセンター等の充実等、本システムの効果をより高めるための見直しを行う。 また、放送の完全デジタル化が完了した場合には、地上放送についても公平負担の徹底を図る観点から、何らかの「受信確認メッセージ」の実施可能性について検討する。	平成18年度検討開始、結論を得たものから逐次実施			○ (総務省) 視聴者が受信機設置の連絡をより迅速・簡便に行うことのできるよう、次のような措置を講じているところ。 ・ 従来からの電話による連絡について受付電話回線を増設 ・ 新たにインターネットやFAXを利用した連絡も可能とする体制を整備 ・ データ放送の画面上において「メッセージ消去案内」を表示 ・ 視聴者に代わって電器店が受信機設置の連絡を行うことができる体制を整備 今後も、デジタル受信機が急速に普及する中で、視聴者からの連絡に迅速に対応できるよう、コールセンター等の受付体制の一層の強化に取り組む予定。 また、地上デジタル放送への「受信確認メッセージ」表示についても、費用対効果の面を十分に見極めつつ、実現可能性について引き続き研究しているところ。
⑪マスメディア集中排除原則の緩和 (総務省)	民放の経営基盤を強化するため、「政府与党合意」に基づき、一定の範囲で複数の放送事業者を子会社とする放送持株会社を活用することを可能とするための制度整備等を行う。	法案提出・成立	措置		◎ (総務省) 一定の要件の下、複数の放送事業者を子会社とし、グループ経営を可能とする認定放送持株会社制度の導入を盛り込んだ放送法等の一部を改正する法律が平成19年12月に成立し、4月1日から施行。
⑫地域性の高い自主制作番組比率の向上 (総務省)	マスメディア集中排除原則の緩和により経営基盤を強化しつつ、地域性を確保していくためには、現状約12.8%(平成15年再免許時)にとどまっているローカル番組比率を向上させていく必要がある。特に、デジタル放送への移行により、比較的低廉なコストで地域の特色あるデータ放送が実現可能となること、インターネットと連携することで地域的な公共アプリケーションをデジタル放送インフラ上で実現できること等を地上デジタル放送のメリットとして生かしていくこととする。	結論			◎ (総務省) 「地域的な公共アプリケーションをデジタル放送インフラ上で実現できること等を地上デジタル放送のメリットとして生かしていくこと」については、平成17～18年度で実施した地上デジタル放送公共アプリケーションパイロット事業の実験結果を、全地方公共団体に配布し、自治体による取組みを促した。
⑬放送事業者の放送番組の外部調達の増大 (総務省)	「政府与党合意」とおり、放送事業者が外部調達を増大に努めることを期待する。また、「政府与党合意」において、その形成を進めるとされているコンテンツ取引市場に関しては、現在の検討を更に促進する。	検討	結論		○ (総務省) 情報通信審議会「デジタル・コンテンツの流通の促進等に関する検討委員会」において、コンテンツ取引市場の形成について検討が行われ、第4次中間答申(平成19年8月2日)においては、権利や窓口に関する情報の集約、公開等を行うデータベースの構築、意欲ある番組製作者に対する製作・放映等の機会の提供等が提言された。それらの検証や外部調達に係る取組推進について、引き続き検討委員会において検討を行っていく。

規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等
事項名	措置内容	実施予定時期			
		平成19年度	20年度	21年度	
⑭放送事業者の事業展開の自由度の拡大 (総務省)	地上放送のデジタル化への円滑な移行に向けて、独自の魅力ある番組を増やすため、アナログ放送とのサイマル放送比率を3分の2以上とする基準や一定割合以上はハイビジョン放送とする現行の基準の緩和を検討する。	検討・結論			◎ (総務省) 地上デジタルテレビジョン放送に係る審査基準を改正し、平成20年3月に公布、施行済み。
⑮衛星放送分野の活性化と普及促進 (総務省)	CSデジタル放送産業全体の活性化と普及促進及び視聴者保護の観点から、プラットフォーム事業の在り方について、(社)衛星放送協会内に設置された「プラットフォームの在り方に関する協議会」において見直されている「衛星放送に関するプラットフォーム業務に係るガイドライン」の運用状況を注視する一方で、プラットフォーム事業者の制度上の位置付けを明確化すること等を検討する。	法案提出・成立	措置		◎ (総務省) プラットフォーム事業者を有料放送管理事業者として制度上位置付け、届出制とするとともに、有料放送管理業務の適正かつ確実な運営を確保するための措置を講ずる義務を盛り込んだ放送法等の一部を改正する法律が平成19年12月に成立し、4月1日から施行。 なお、(社)衛星放送協会内に設置された「衛星のプラットフォームガイドラインに関する委員会」において、「衛星放送に関するプラットフォーム業務に係るガイドライン」の適正な運用に向けた取り組みが行われているところであり、引き続きその運用状況を注視していく。
⑯インターネット配信の著作権法上の位置付け (総務省、文部科学省)	IPマルチキャスト放送による「自主放送」についても事業の実態の推移や放送法制における位置付け等に留意しつつ引き続き検討し、遅くとも放送が完全デジタル化される23年7月までには一定の結論を得る。 また、IPマルチキャスト方式のみならず、放送法制上の「放送」全般の取扱いについても併せて検討し、一定の結論を得る。	引き続き検討、遅くとも平成23年までに一定の結論			○ (総務省) 情報通信審議会「デジタル・コンテンツの流通の促進等に関する検討委員会」において、IPマルチキャスト放送による自主放送などの事業の実態等を踏まえつつ、継続して検討を行っているところ。 (文部科学省) IPマルチキャスト放送による「自主放送」(自主制作番組など)の取扱いを含む通信・放送の在り方の変化への対応については、文化審議会著作権分科会法制問題小委員会の検討課題としているところであり、放送法制の見直しや事業の実態等の推移に注視しつつ、時宜を逃さず検討を進めていく。
⑰通信と放送の融合に対応した法体系の見直し (総務省)	通信・放送の伝送機能に関する規律のあり方など融合時代に相応しい法体系の在り方について検討する。		平成22年までに結論		○ (総務省) 平成18年8月30日から開催された「通信・放送の総合的な法体系に関する研究会」において、平成19年12月6日に報告書が取りまとめられ、通信・放送の総合的な法体系の基本的枠組みの骨子が提示された。 具体的な制度の在り方について、平成20年2月15日に情報通信審議会に諮問。